

第 5976 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月13日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人成りした場合の一括償却資産の取扱い

Q：個人で行っていた事業を法人成りしました。一括償却資産で、まだ費用になっていない金額がありますが、どのような取扱いになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

一括償却資産とは、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産について、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の取得価額の3分の1の金額を必要経費に算入（3年間で均等償却）するというものです。

一括償却資産は、譲渡や除却等をした場合であっても、いったん一括償却資産としたものについては、3年間にわたり均等償却を続けなければなりません。

一方、一括償却資産につき相続があった場合には、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分については、原則として、その死亡した年の事業所得等の必要経費に算入することとし、例外的に死亡した日の属する年の翌年以後の各年分に対応する部分については、相続により業務を承継した者の必要経費に算入することとしても差し支えないこととされています。

これらのことから、法人成りをした場合には、その事業を承継する人もいませんので、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分は、全て廃業した日の属する年分の事業所得の必要経費に算入することが相当かと思われます。

